

1. 高齢者分科会の役割と介護保険制度の概要について



加賀市市民健康部介護福祉課

令和3年7月1日

加賀市健康福祉審議会・高齢者分科会

- ・加賀市健康福祉審議会条例及び加賀市健康福祉審議会規則に定める。
- ・高齢者、こども、障がい者を含めた地域の健康と福祉に関する施策を審議する「加賀市健康福祉審議会」を設置。
- ・高齢者に関する施策に関しては、審議会の下に「高齢者分科会」を設置し審議を行う。
- ・学識経験者、公益代表、関係団体代表、被保険者代表から20名以内で構成。
- ・特定の事項を調査審議するため専門部会を置くことができる。

加賀市健康福祉審議会条例・規則による

健康福祉計画体系図



審議事項

- ①介護保険事業計画の策定に関すること
- ②介護保険事業・高齢者保健福祉事業の実施状況の評価に関すること
- ③地域包括支援センターの運営に関すること
- ④地域密着型サービス事業者の指定等に関すること
- ⑤地域介護・福祉空間整備計画、地域医療介護総合確保計画に関すること

審議会での委員の除斥

議案について利害関係を有する審議会、分科会及び部会の委員は、当該議案の審議に参加することができない。

今後の高齢者分科会の予定

令和3（2021）年度

第1回（令和3年7月1日）

組織会・第7期計画実績と第8期計画 等

第2回（令和3年10月ごろ）

介護人材確保・ランチ公募 等

第3回（令和4年2月ごろ）

令和4年度重点事項 等

令和4（2022）年度（3～4回）

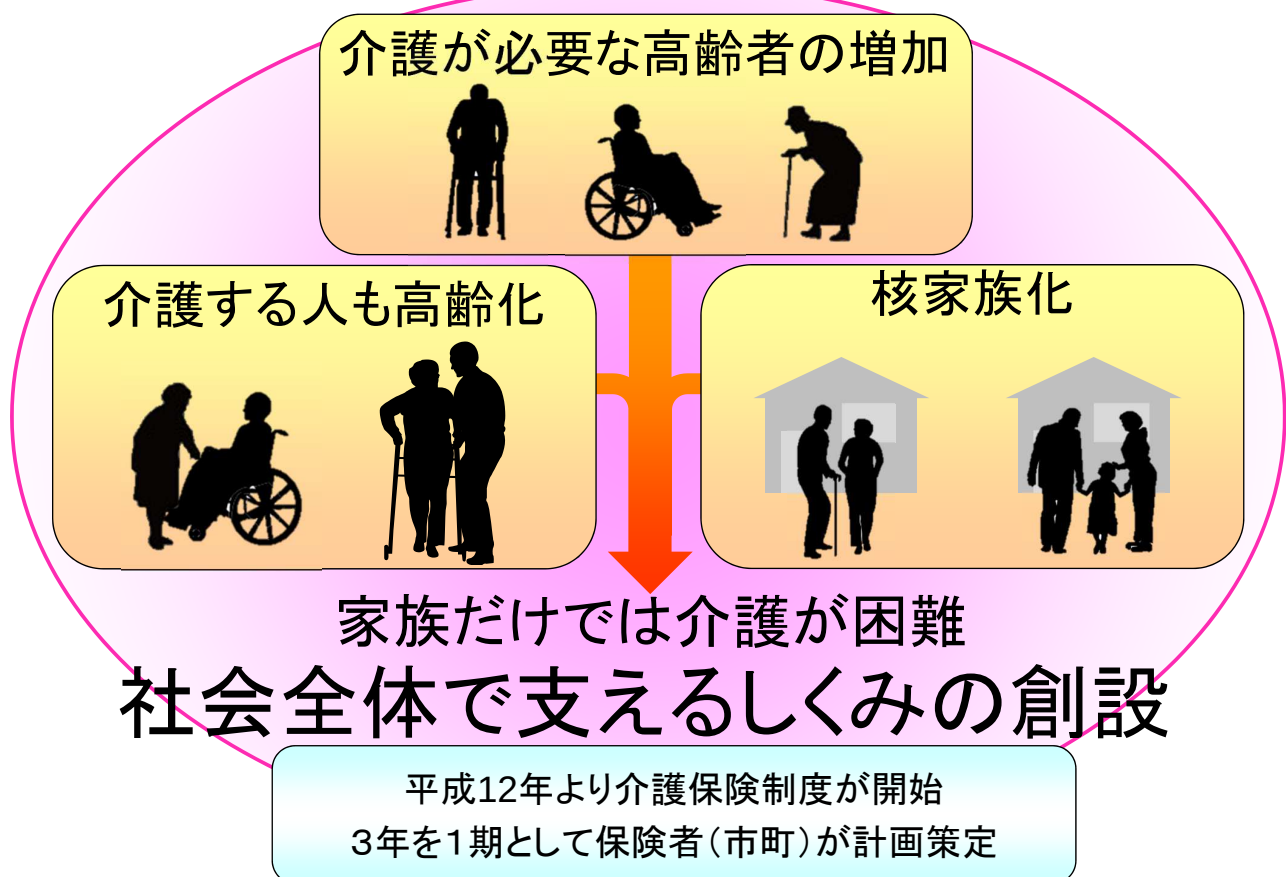
実績と評価・地域包括支援センターの運営状況 等

令和5（2023）年度（5～6回）

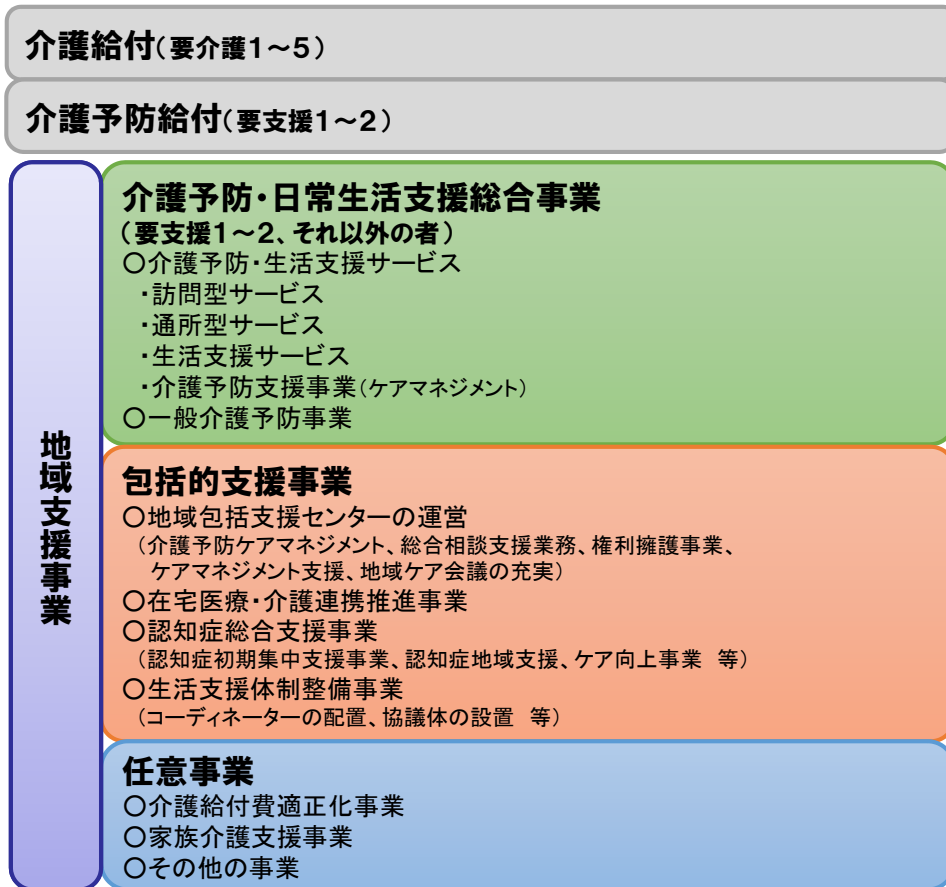
実績と評価・第9期介護事業計画の策定 等

介護保険制度の概要 (高齢者お達者プラン)

介護保険制度創設の背景



介護保険制度のサービス体系



高齢者お達者プランとは

・介護保険事業計画と高齢者保健福祉計画を一体のものとして策定

介護保険事業計画

①令和3～5年度の間、加賀市の高齢者には、全国一律のサービスである介護保険サービスが、どれだけ必要か。

高齢者福祉計画

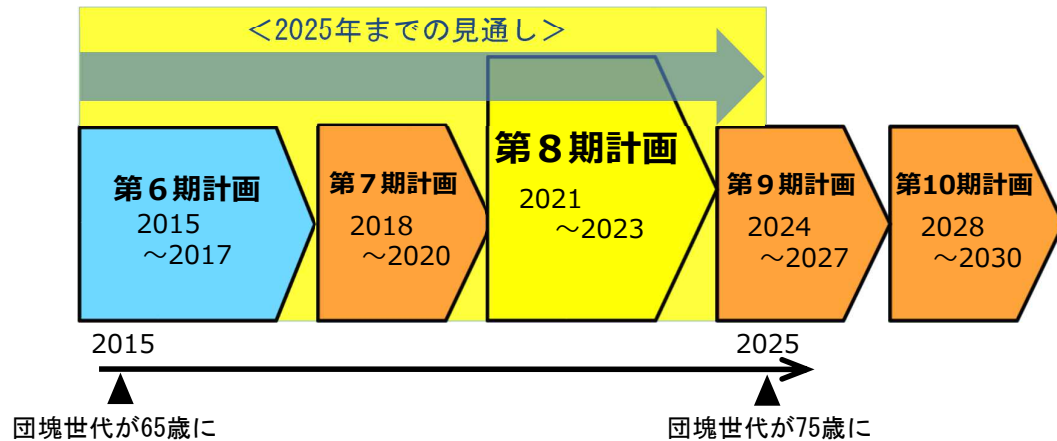
②令和3年度から、加賀市の住民に必要な高齢者に関する事業・施策はどのようなものか。

高齢者お達者プランの目的と期間

第7期計画の基本理念は、第8期計画においても継続して目指すべき内容であるため、基本理念の変更はしない。

基本理念

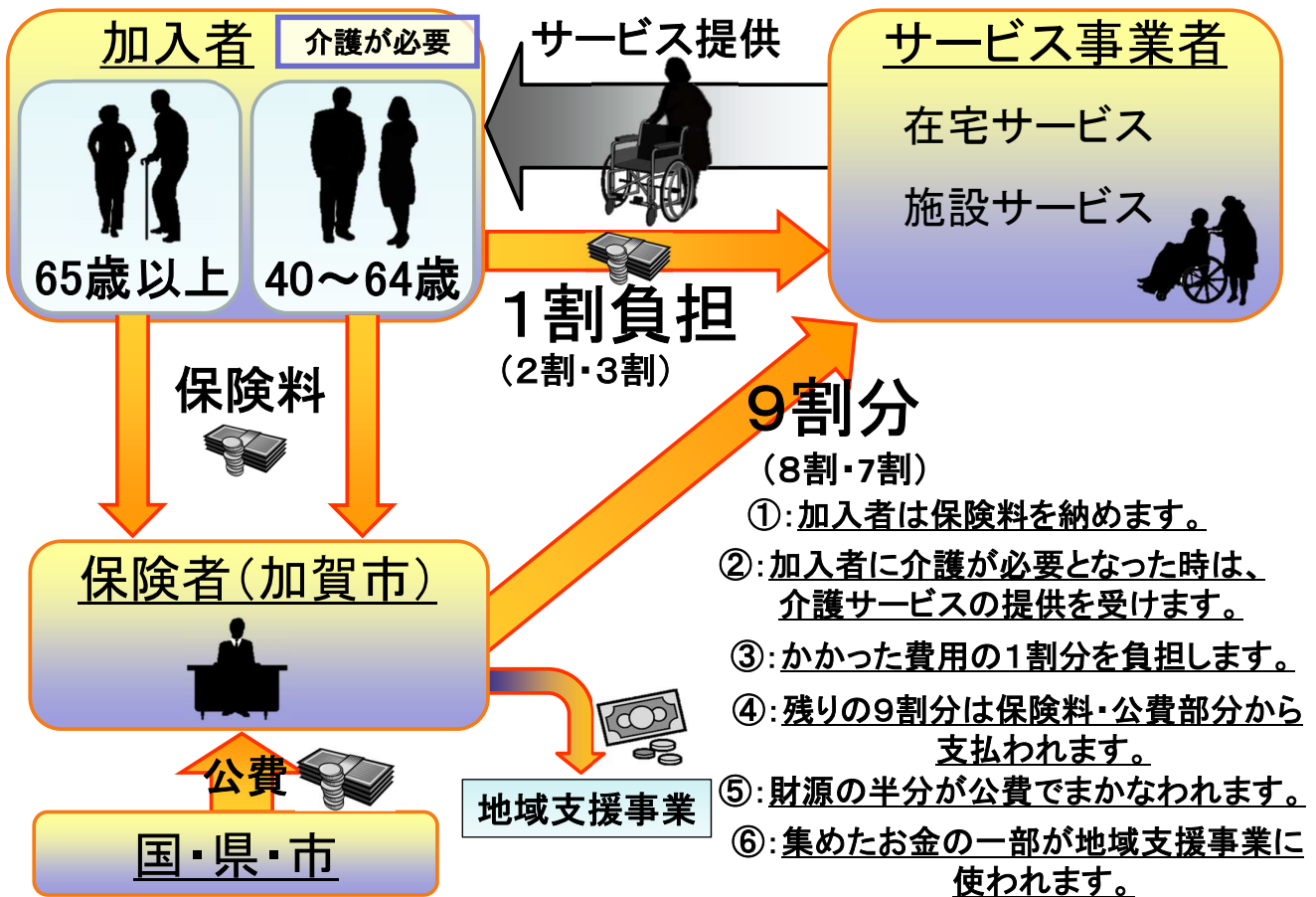
高齢者が住みなれた地域で支えあいながら、その人らしく自立したくらしを継続できる社会を実現する。



高齢者お達者プランの内容について

章(タイトル)	主な内容
第1章 計画策定にあたって	・計画の趣旨 ・法令等の根拠 ・他の計画との関係
第2章 加賀市の現状と将来推計	・高齢者の現状と将来推計 ・介護保険事業の状況 ・高齢者施策の状況・課題
第3章 地域の状況と日常生活圏域	・日常生活圏域の設定 ・地域の状況
第4章 基本理念と施策体系	・基本理念と施策体系 ・健康づくりと社会活動の推進 ・自己決定と継続の支援 ・地域包括支援センターの機能強化 ・認知症支援体制 ・サービス基盤整備 ・在宅医療・介護連携の推進 ・住民主体の活動の支援 など
第5章 介護保険事業の見込みと介護保険料	・要介護認定者数等の推計 ・介護(予防)サービス種類ごとの見込み量 ・地域支援事業の見込み量 ・介護保険事業に係る費用の見込み ・第1号被保険者の介護保険料の算定
資料	・各種調査結果 ・地区分析 ・計画策定の過程 など

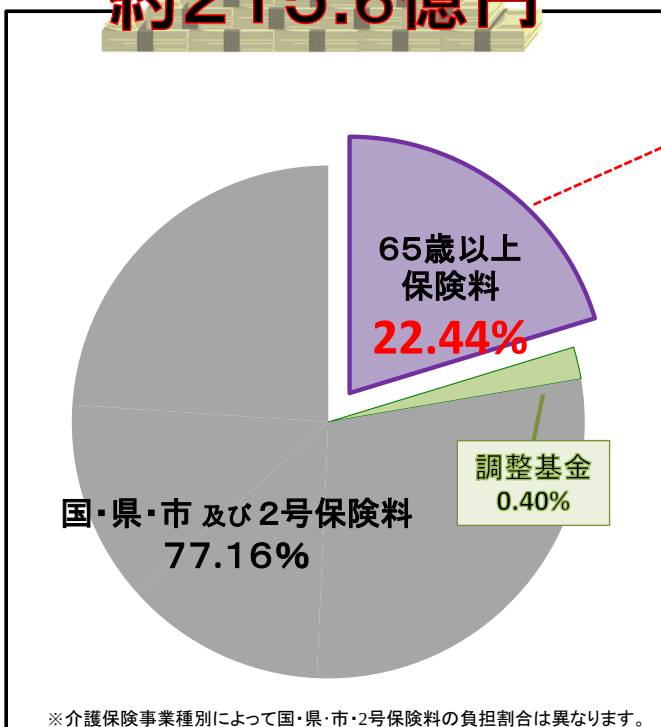
介護保険制度の概要



加賀市の第8期介護保険料

3年間に使う介護保険の費用の見込み

約215.6億円



22.44%

約50.9億円

65歳以上の方が負担する額 (収納率を考慮)

66,294人

65歳以上の人数 (3年間の延べ人数)

※所得段階補正等を考慮した推計値

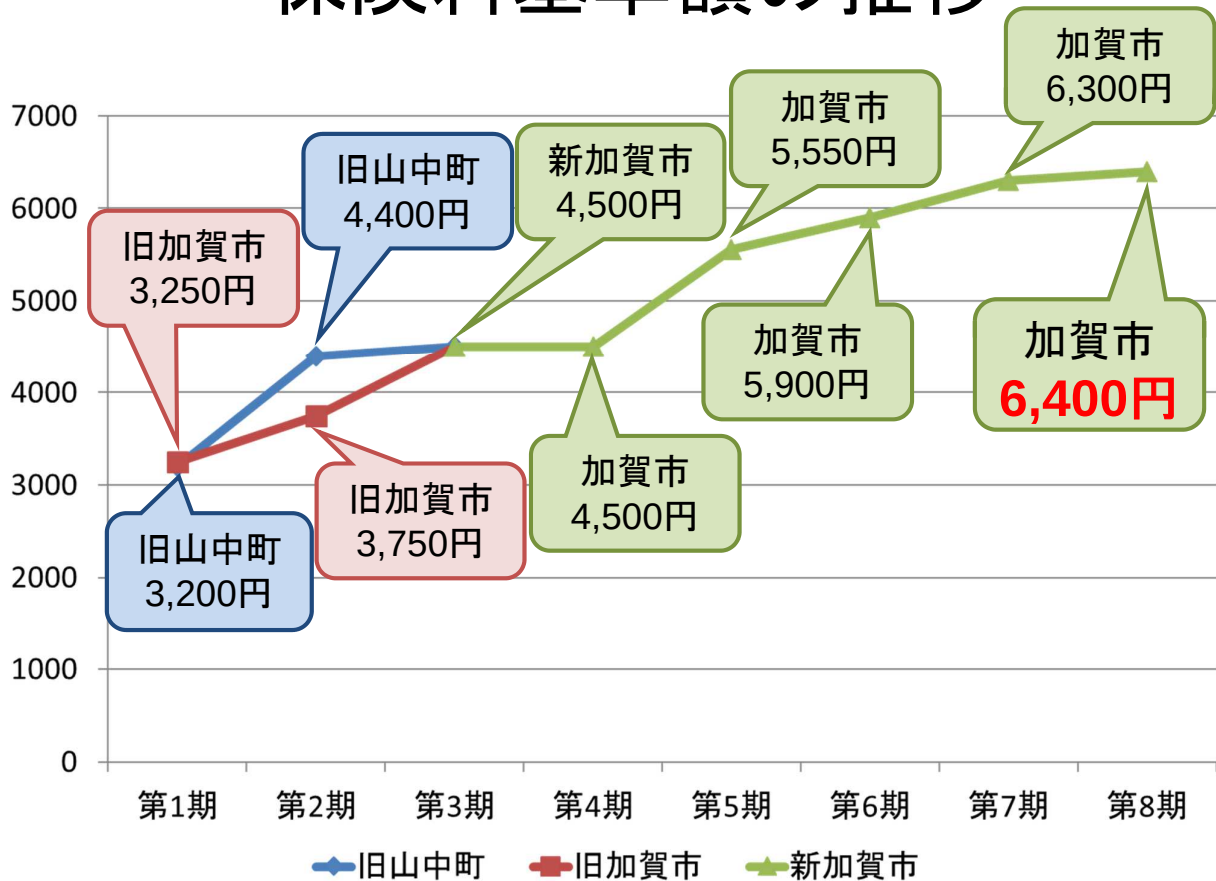
÷

年額

76,800円

(月額6,400円)

保険料基準額の推移



第8期介護保険料基準額の比較 (南加賀・石川中央)

